

総合口座取引規定（無利息型普通預金を含む）

1.（証券類の受入れ）

- （1）期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」という。）および総合口座の普通預金（以下「普通預金」という。）には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- （3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- （4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- （5）証券類の取立のためにとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

2.（振込金の受入れ）

- （1）普通預金には、為替による振込金を受入れます。
- （2）この普通預金への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

3.（証券類の決済、不渡り）

- （1）普通預金に証券類を受入れたときは、受入店で取立て、不渡返却時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れ証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- （2）定期預金に証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- （3）受入れた証券類が不渡りになったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、普通預金については、その金額を普通預金元帳から引落とし、定期預金については、通帳の当該受入れまたは担保明細欄の記載を取消したうえ、その証券類は当店で返却します。
- （4）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

4.（総合口座取引）

- （1）次の各取引は、ひょうしん総合口座として利用すること（以下「この取引」という。）ができます。

普通預金（無利息型普通預金を含む。以下同じ。）

期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」という。）

第2号の定期預金を担保とする当座貸越

- （2）普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号、第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

5.(取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のいずれの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。)ができます。

(2) 定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、解約または書替継続は口座開設店のみで取り扱いします。

6.(定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された定期預金についても同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

7.(預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻し、定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

(2) 期日指定定期預金の一部を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

(3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。

(4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

8.(預金利息の支払い)

(1) 普通預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえ普通預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更し、新利率は当金庫が定められた日から適用します。無利息型普通預金には利息をつけません。

(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に組入れます。現金で受取ることはできません。

9.(当座貸越)

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越

として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。

- (2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」という。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(1,000円未満は切捨てます。)または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。)は貸越残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第11条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

10.(貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記第11条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3) 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

11.(貸越金利息等)

- (1) 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日に1年を365日として日割計算のうち普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
.....その期日指定定期預金ごとのその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
 - B. 自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金および変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
.....その定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年18.25%(年365日

の日割計算)とします。

12.(届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合の定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) この通帳を再発行(汚損等による再発行を含む。)する場合には、当金庫所定の手料をいただきます。

13.(印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14.(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第15条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第15条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。

15.(即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - 相続の開始があったとき
 - 第11条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- (3) 前(1)項および(2)項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金の利用を停止し、または預金者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえこの預金を解約することができるものとします。
 - この預金者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

この預金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A．暴力団
- B．暴力団員
- C．暴力団準構成員
- D．暴力団関係企業
- E．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F．その他前各号に準ずる者

この預金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A．暴力的な要求行為
- B．法的な責任を超えた不当な要求行為
- C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E．その他前各号に準ずる行為

16.(解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、口座開設店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。
- (2) 前条各号の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

17.(差引計算)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。

この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

18.(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面

によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

19.(譲渡、質入れの禁止)

- (1)定期預金等その他これら取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

20.(通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

21.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)定期預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、定期預金は満期日が未到来であっても当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも相殺することができます。

- (2)前項により相殺する場合には次の手続きによるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相

殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

22.(未利用口座管理手数料)

- (1) 令和2年4月1日以降に開設した普通預金口座は、最後の預入れまたは払戻し(決算利息の預入れ、本条で定める手数料の引落しを除く)から2年以上利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった口座の保有者は、未利用口座管理手数料として当金庫店頭に表示された所定の手数料を徴求する対象とします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除きます。

口座残高が10,000円以上の場合

同一支店で、他にお預かり金融資産(定期性預金・投資信託・保険・国債等)のお取引がある場合

当金庫でお借入がある場合

- (3) 前項の場合、当金庫は未利用口座保有者に対して手数料徴求を予告する文書を郵送し、3ヶ月経過しても利用が無い場合は、この口座から、払戻請求書等によらず、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- (4) 前項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。
- (5) この口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。
- (6) 前項によって解約された口座の再利用はできません。

23.(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。